

令和5年4月1日

## 「下野市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

多くの方は、犯罪被害について「自分には起こるはずがない」「自分には関係ない」などと思うかもしれませんが、しかし、犯罪被害に巻き込まれ、命を奪われることや、負傷してしまうことが誰にでも起こりうるのです。犯罪にあうと、心身や財産などへの直接的な被害に加えて、次のような事態が生じることもあります。

生活のこと

今後の生活などのことで、色々聞きたいことがあるけど、どこに相談したらいいのかわからない…

一家の大黒柱が犯罪で傷害を負い、医療費も生活費も心配。様々な手続にもお金がかかる…

事件以降、職場を長く休んでしまっている。このまま仕事を続けられるのかどうか、心配…

仕事のこと

事件のことを周囲から色々聞かれたり、周りの人から今までと違う態度をとられるのが辛い…

警察と検察の違いは？起訴や不起訴って？警察の捜査や今後の裁判の流れがわからない…

事件のこと

事件のことが知られて、こどもが学校でいじめられてしまった。どうすればいいんだろう…

事件のことを思い出すと、急に不安になったり、落ち込んでしまう。誰に相談すればいいのか…

## 下野市がサポートできることの一例

### 相談や情報の提供

犯罪被害に関する相談、警察への申告、弁護士による無料法律相談（訴訟や調停中を除く）や、相談先の問い合わせなど、必要な情報の提供などの支援を行います。

### 犯罪被害者等への理解の増進

学校、家庭、地域社会の連携のもと、自他を尊重し、犯罪被害者等の現状や支援についての理解増進を図るため、教育や広報啓発活動などに取り組みます。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

### 見舞金の支給

条例で定める犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給します。

○ 遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円です。

○ 対象となる犯罪行為

令和5年4月1日以後に発生した国内犯（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内）で、人の生命又は身体を害する罪にあたる故意の犯罪行為（例：殺人罪、傷害罪など）が対象です。交通事故などの過失犯は対象外です。

○ 対象となる犯罪被害者

犯罪行為が行われた時に市民（下野市の住民基本台帳に記録されていた方）であった方。ただし、住民基本台帳に記録がない方でも、対象となる場合があります。

○ 重傷病

・ 犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合は、3日以上労務に服することができない程度であったものに限る）であること

・ 上記負傷等に係る被害届が警察に受理されていることなどの条件があります。

○ 見舞金の申請期限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したとき。ただし、加害者に身体を自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請することができます。

○ 支給制限

被害者と加害者との間に一定の親族関係がある場合や、犯罪行為を誘発した場合など、支給の対象外となる場合があります。

## 関係機関・連絡先など

(公社)被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	犯罪被害者からの電話相談、面接相談、法律相談、病院等への付添支援等
(公社)全国被害者支援ネットワーク犯罪被害者等電話サポートセンター	0570-783-554	7:30～22:00 (年末年始を除く) ※全国共通ナビダイヤル	被害者支援に係る全国共通の相談先 犯罪被害者からの電話相談、面接相談、法律相談、病院等への付添支援等
とちぎ性暴力被害者サポートセンター (通称:とちエール)	#8891 0120-8891-77 028-678-8200	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30(第2土曜は休日) (祝日・年末年始を除く) ※夜間休日はコールセンターに繋がります	性犯罪・性暴力被害に関する相談等 医療的支援、捜査関連支援、心理的支援、法的支援、生活・その他支援等 (来所相談は済生会宇都宮病院内)
配偶者暴力(DV)相談(パーティ:とちぎ男女共同参画センター)	#8008 028-665-8720	月～金 9:00～20:00(女性問題は16:00まで)、土日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	配偶者暴力(DV)、女性問題相談等 保護命令、各種被害者支援制度等 ※どなたでも相談できます
栃木県下野警察署	0285-52-0110	24時間	被害届出、各種相談、事情聴取等 (事件・事故等、緊急時は110番)
警察安全相談電話(栃木県警察本部)	#9110 028-627-9110	24時間	警察への緊急(110番)以外の相談窓口 (事件が分からなくても相談可能)
性犯罪被害相談電話(栃木県警察本部)	#8103 0120-363-339	24時間	警察への性犯罪被害相談窓口 ※どなたでも相談できます
栃木県交通事故相談所(栃木県県民プラザ)	028-623-2188	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～11:30 13:00～15:30	交通事故の保険請求、示談交渉等の相談窓口(示談の斡旋や交渉等は不可)

### 犯罪被害を受けた方を地域で支えるため、市民・事業者の皆様のご理解とご協力が必要です。

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次的被害(周囲の理解不足や配慮に欠ける言動などにより傷つけられる被害)などについてのご理解をお願いします。
- 犯罪被害者等に対する再被害(加害者等からの再度の被害)・二次的被害が生じないことや、犯罪被害者等が刑事手続きへ関与できるよう、就労や勤務等に関し、事業者の皆様のご十分な配慮をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策にご協力をお願いします。

### 【代表窓口】下野市役所 安全安心課 危機管理グループ

月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

下野市笹原26番地 下野市役所2階

TEL 0285-32-8894 / FAX 0285-32-8609

E-mail [anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.shimotsuke.lg.jp>

